

割賦金利条件
金利 1.320%
返済期間 8年
うち据置 0年

17年目割賦手数料

(単位:千円)

事業年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
																		1	2	3	4	5	6	7	8
0千円																									
割賦原価	0																0	0	0	0	0	0	0	0	0
金利相当	0																0	0	0	0	0	0	0	0	0
割賦手数料	0																0	0	0	0	0	0	0	0	0
残高																	0	0	0	0	0	0	0	0	0

割賦金利条件
金利 1.270%
返済期間 7年
うち据置 0年

18年目割賦手数料

(単位:千円)

事業年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	19	19	19	19	19	19
																			1	2	3	4	5	6	7
0千円																									
割賦原価	0																	0	0	0	0	0	0	0	0
金利相当	0																	0	0	0	0	0	0	0	0
割賦手数料	0																	0	0	0	0	0	0	0	0
残高																		0	0	0	0	0	0	0	0

割賦金利条件
金利 1.220%
返済期間 6年
うち据置 0年

19年目割賦手数料

(単位:千円)

事業年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
																				1	2	3	4	5	6
0千円																									
割賦原価	0																				0	0	0	0	0
金利相当	0																				0	0	0	0	0
割賦手数料	0																				0	0	0	0	0
残高																					0	0	0	0	0

割賦金利条件
金利 1.180%
返済期間 5年
うち据置 0年

20年目割賦手数料

(単位:千円)

事業年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
																					1	2	3	4	5
0千円																									
割賦原価	0																					0	0	0	0
金利相当	0																					0	0	0	0
割賦手数料	0																					0	0	0	0
残高																						0	0	0	0

割賦手数料合計

(単位:千円)

事業年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
割賦原価	1,764,813	0	790	9,957	19,216	28,532	37,868	47,179	56,413	65,512	74,494	83,467	84,986	86,533	88,108	89,712	91,345	93,008	94,701	96,425	98,181	99,969	101,789	103,643	105,531	107,453
金利相当	355,992	0	485	5,657	10,197	14,122	17,449	20,196	22,382	24,028	25,180	25,943	24,424	22,877	21,302	19,698	18,065	16,402	14,709	12,985	11,229	9,441	7,621	5,767	3,879	1,957
割賦手数料	2,120,805	0	1,274	15,614	29,413	42,654	55,317	67,375	78,795	89,540	99,673	109,410	109,410	109,410	109,410	109,410	109,410	109,410	109,410	109,410	109,410	109,410	109,410	109,410	109,410	109,410
残高	240,656.63	286,393	521,906	730,511	912,151	1,066,808	1,194,506	1,295,322	1,370,995	1,424,851	1,341,384	1,256,398	1,169,865	1,081,757	992,045	900,700	807,692	712,991	616,566	518,384	418,416	316,626	212,983	107,453	-0	



■起債償還表PF(BTO)方式

記号条件
返済方法 元利均等
利率 1.5%
返済期間 30年

7年目償還分

Table with 33 columns (1-33) and 10 rows (1-10) showing financial data for the 7th year. Includes rows for 年度別, 償還額, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金.

8年目償還分

Table with 33 columns (1-33) and 10 rows (1-10) showing financial data for the 8th year. Includes rows for 年度別, 償還額, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金.

9年目償還分

Table with 33 columns (1-33) and 10 rows (1-10) showing financial data for the 9th year. Includes rows for 年度別, 償還額, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金.

10年目償還分

Table with 33 columns (1-33) and 10 rows (1-10) showing financial data for the 10th year. Includes rows for 年度別, 償還額, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金.

11年目償還分

Table with 33 columns (1-33) and 10 rows (1-10) showing financial data for the 11th year. Includes rows for 年度別, 償還額, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金.

12年目償還分

Table with 33 columns (1-33) and 10 rows (1-10) showing financial data for the 12th year. Includes rows for 年度別, 償還額, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金.

13年目償還分

Table with 33 columns (1-33) and 10 rows (1-10) showing financial data for the 13th year. Includes rows for 年度別, 償還額, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金.

14年目償還分

Table with 33 columns (1-33) and 10 rows (1-10) showing financial data for the 14th year. Includes rows for 年度別, 償還額, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金, 元金.

■起債償還表PF(BTO)方式

記号条件
返済方法 元利均等
利率 1.0%
返済期間 30年

16年目償還分

Table with 30 columns (years) and 10 rows (interest, principal, total, etc.) for the 16th year.

16年目償還分

Table with 30 columns (years) and 10 rows (interest, principal, total, etc.) for the 16th year.

17年目償還分

Table with 30 columns (years) and 10 rows (interest, principal, total, etc.) for the 17th year.

18年目償還分

Table with 30 columns (years) and 10 rows (interest, principal, total, etc.) for the 18th year.

18年目償還分

Table with 30 columns (years) and 10 rows (interest, principal, total, etc.) for the 18th year.

19年目償還分

Table with 30 columns (years) and 10 rows (interest, principal, total, etc.) for the 19th year.

20年目償還分

Table with 30 columns (years) and 10 rows (interest, principal, total, etc.) for the 20th year.

21年目償還分

Table with 30 columns (years) and 10 rows (interest, principal, total, etc.) for the 21st year.

22年目償還分

Table with 30 columns (years) and 10 rows (interest, principal, total, etc.) for the 22nd year.

23年目償還分

Table with 30 columns (years) and 10 rows (interest, principal, total, etc.) for the 23rd year.

24年目償還分

Table with 30 columns (years) and 10 rows (interest, principal, total, etc.) for the 24th year.

■起債償還表PF(BTO)方式

起債条件
返済方法 元利均等
利率 1.5%
返済期間 30 年
元金償還 1.5%

20年目標償分

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
借入元金	118,183																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
元金返済	0	0	0	0	0	2,086	2,086	2,112	2,138	2,164	2,190	2,216	2,242	2,268	2,294	2,320	2,346	2,372	2,398	2,424	2,450	2,476	2,502	2,528	2,554	2,580	2,606	2,632	2,658	2,684	2,710	2,736	2,762	2,788	2,814																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
元金返済率	0	0	0	0	0	1.766	1.766	1.789	1.811	1.833	1.855	1.877	1.899	1.921	1.943	1.965	1.987	2.009	2.031	2.053	2.075	2.097	2.119	2.141	2.163	2.185	2.207	2.229	2.251	2.273	2.295	2.317	2.339	2.361	2.383	2.405																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
元金返済率率	0	0	0	0	0	1.494	1.494	1.515	1.536	1.557	1.578	1.599	1.620	1.641	1.662	1.683	1.704	1.725	1.746	1.767	1.788	1.809	1.830	1.851	1.872	1.893	1.914	1.935	1.956	1.977	1.998	2.019	2.040	2.061	2.082	2.103	2.124	2.145																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
元金返済率率率	0	0	0	0	0	1.322	1.322	1.341	1.360	1.379	1.398	1.417	1.436	1.455	1.474	1.493	1.512	1.531	1.550	1.569	1.588	1.607	1.626	1.645	1.664	1.683	1.702	1.721	1.740	1.759	1.778	1.797	1.816	1.835	1.854	1.873	1.892	1.911	1.930	1.949	1.968	1.987	2.006	2.025	2.044	2.063	2.082	2.101	2.120	2.139	2.158	2.177	2.196	2.215	2.234	2.253	2.272	2.291	2.310	2.329	2.348	2.367	2.386	2.405	2.424	2.443	2.462	2.481	2.500	2.519	2.538	2.557	2.576	2.595	2.614	2.633	2.652	2.671	2.690	2.709	2.728	2.747	2.766	2.785	2.804	2.823	2.842	2.861	2.880	2.899	2.918	2.937	2.956	2.975	2.994	3.013	3.032	3.051	3.070	3.089	3.108	3.127	3.146	3.165	3.184	3.203	3.222	3.241	3.260	3.279	3.298	3.317	3.336	3.355	3.374	3.393	3.412	3.431	3.450	3.469	3.488	3.507	3.526	3.545	3.564	3.583	3.602	3.621	3.640	3.659	3.678	3.697	3.716	3.735	3.754	3.773	3.792	3.811	3.830	3.849	3.868	3.887	3.906	3.925	3.944	3.963	3.982	4.001	4.020	4.039	4.058	4.077	4.096	4.115	4.134	4.153	4.172	4.191	4.210	4.229	4.248	4.267	4.286	4.305	4.324	4.343	4.362	4.381	4.400	4.419	4.438	4.457	4.476	4.495	4.514	4.533	4.552	4.571	4.590	4.609	4.628	4.647	4.666	4.685	4.704	4.723	4.742	4.761	4.780	4.799	4.818	4.837	4.856	4.875	4.894	4.913	4.932	4.951	4.970	4.989	5.008	5.027	5.046	5.065	5.084	5.103	5.122	5.141	5.160	5.179	5.198	5.217	5.236	5.255	5.274	5.293	5.312	5.331	5.350	5.369	5.388	5.407	5.426	5.445	5.464	5.483	5.502	5.521	5.540	5.559	5.578	5.597	5.616	5.635	5.654	5.673	5.692	5.711	5.730	5.749	5.768	5.787	5.806	5.825	5.844	5.863	5.882	5.901	5.920	5.939	5.958	5.977	5.996	6.015	6.034	6.053	6.072	6.091	6.110	6.129	6.148	6.167	6.186	6.205	6.224	6.243	6.262	6.281	6.300	6.319	6.338	6.357	6.376	6.395	6.414	6.433	6.452	6.471	6.490	6.509	6.528	6.547	6.566	6.585	6.604	6.623	6.642	6.661	6.680	6.699	6.718	6.737	6.756	6.775	6.794	6.813	6.832	6.851	6.870	6.889	6.908	6.927	6.946	6.965	6.984	7.003	7.022	7.041	7.060	7.079	7.098	7.117	7.136	7.155	7.174	7.193	7.212	7.231	7.250	7.269	7.288	7.307	7.326	7.345	7.364	7.383	7.402	7.421	7.440	7.459	7.478	7.497	7.516	7.535	7.554	7.573	7.592	7.611	7.630	7.649	7.668	7.687	7.706	7.725	7.744	7.763	7.782	7.801	7.820	7.839	7.858	7.877	7.896	7.915	7.934	7.953	7.972	7.991	8.010	8.029	8.048	8.067	8.086	8.105	8.124	8.143	8.162	8.181	8.200	8.219	8.238	8.257	8.276	8.295	8.314	8.333	8.352	8.371	8.390	8.409	8.428	8.447	8.466	8.485	8.504	8.523	8.542	8.561	8.580	8.599	8.618	8.637	8.656	8.675	8.694	8.713	8.732	8.751	8.770	8.789	8.808	8.827	8.846	8.865	8.884	8.903	8.922	8.941	8.960	8.979	8.998	9.017	9.036	9.055	9.074	9.093	9.112	9.131	9.150	9.169	9.188	9.207	9.226	9.245	9.264	9.283	9.302	9.321	9.340	9.359	9.378	9.397	9.416	9.435	9.454	9.473	9.492	9.511	9.530	9.549	9.568	9.587	9.606	9.625	9.644	9.663	9.682	9.701	9.720	9.739	9.758	9.777	9.796	9.815	9.834	9.853	9.872	9.891	9.910	9.929	9.948	9.967	9.986	10.005	10.024	10.043	10.062	10.081	10.100	10.119	10.138	10.157	10.176	10.195	10.214	10.233	10.252	10.271	10.290	10.309	10.328	10.347	10.366	10.385	10.404	10.423	10.442	10.461	10.480	10.499	10.518	10.537	10.556	10.575	10.594	10.613	10.632	10.651	10.670	10.689	10.708	10.727	10.746	10.765	10.784	10.803	10.822	10.841	10.860	10.879	10.898	10.917	10.936	10.955	10.974	10.993	11.012	11.031	11.050	11.069	11.088	11.107	11.126	11.145	11.164	11.183	11.202	11.221	11.240	11.259	11.278	11.297	11.316	11.335	11.354	11.373	11.392	11.411	11.430	11.449	11.468	11.487	11.506	11.525	11.544	11.563	11.582	11.601	11.620	11.639	11.658	11.677	11.696	11.715	11.734	11.753	11.772	11.791	11.810	11.829	11.848	11.867	11.886	11.905	11.924	11.943	11.962	11.981	11.999	12.018	12.037	12.056	12.075	12.094	12.113	12.132	12.151	12.170	12.189	12.208	12.227	12.246	12.265	12.284	12.303	12.322	12.341	12.360	12.379	12.398	12.417	12.436	12.455	12.474	12.493	12.512	12.531	12.550	12.569	12.588	12.607	12.626	12.645	12.664	12.683	12.702	12.721	12.740	12.759	12.778	12.797	12.816	12.835	12.854	12.873	12.892	12.911	12.930	12.949	12.968	12.987	12.999	13.017	13.036	13.055	13.074	13.093	13.112	13.131	13.150	13.169	13.188	13.207	13.226	13.245	13.264	13.283	13.302	13.321	13.340	13.359	13.378	13.397	13.416	13.435	13.454	13.473	13.492	13.511	13.530	13.549	13.568	13.587	13.606	13.625	13.644	13.663	13.682	13.701	13.720	13.739	13.758	13.777	13.796	13.815	13.834	13.853	13.872	13.891	13.910	13.929	13.948	13.967	13.986	13.999	14.017	14.036	14.055	14.074	14.093	14.112	14.131	14.150	14.169	14.188	14.207	14.226	14.245	14.264	14.283	14.302	14.321	14.340	14.359	14.378	14.397	14.416	14.435	14.454	14.473	14.492	14.511	14.530	14.549	14.568	14.587	14.606	14.625	14.644	14.663	14.682	14.701	14.720	14.739	14.758	14.777	14.796	14.815	14.834	14.853	14.872	14.891	14.910	14.929	14.948	14.967	14.986	14.999	15.017	15.036	15.055	15.074	15.093	15.112	15.131	15.150	15.169	15.188	15.207	15.226	15.245	15.264	15.283	15.302	15.321	15.340	15.359	15.378	15.397	15.416	15.435	15.454	15.473	15.492	15.511	15.530	15.549	15.568	15.587	15.606	15.625	15.644	15.663	15.682	15.701	15.720	15.739	15.758	15.777	15.796	15.815	15.834	15.853	15.872	15.891	15.910	15.929	15.948	15.967	15.986	15.999	16.017	16.036	16.055	16.074	16.093	16.112	16.131	16.150	16.169	16.188	16.207	16.226	16.245	16.264	16.283	16.302	16.321	16.340	16.359	16.378	16.397	16.416	16.435	16.454	16.473	16.492	16.511	16.530	16.549	16.568	16.587	16.606	16.625	16.644	16.663	16.682	16.701	16.720	16.739	16.758	16.777	16.796	16.815	16.834	16.853	16.872	16.891	16.910	16.929	16.948	16.967	16.986	16.999	17.017	17.036	17.055	17.074	17.093	17.112	17.131	17.150	17.169	17.188	17.207	17.226	17.245	17.264	17.283	17.302	17.321	17.340	17.359	17.378	17.397	17.416	17.435	17.454	17.473	17.492	17.511	17.530	17.549	17.568	17.587	17.606	17.625	17.644	17.663	17.682	17.701	17.720	17.739	17.758	17.777	17.796	17.815	17.834	17.853	17.872	17.891	17.910	17.929	17.948	17.967	17.986	17.999	18.017	18.036	18.055	18.074	18.093	18.112	18.131	18.150	18.169	18.188	18.207	18.226	18.245	18.264	18.283	18.302	18.321	18.340	18.359	18.378	18.397	18.416	18.435	18.454	18.473	18.492	18.511	18.530	18.549	18.568	18.587	18.606	18.625	18.644	18.663	18.682	18.701	18.720	18.739	18.758	18.777	18.796	18.815	18.834	18.853	18.872	18.891	18.910	18.929	18.948	18.967	18.986	18.999	19.017	19.036	19.055	19.074	19.093	19.112	19.131	19.150	19.169	19.188	19.207	19.226	19.245	19.264	19.283	19.302	19.321	19.340	19.359	19.378	19.397	19.416	19.435	19.454	19.473	19.492	19.511	19.530	19.549	19.568	19.587	19.606	19.625	19.644	19.663	19.682	19.701	19.720	19.739	19.758	19.777	19.796	19.815	19.834	19.853	19.872	19.891	19.910	19.929	19.948	19.967	19.986	19.999	20.017	20.036	20.055	20.074	20.093	20.112	20.131	20.150	20.169	20.188	20.207	20.226	20.245	20.264	20.283	20.302	20.321	20.340	20.359	20.378	20.397	20.416	20.435	20.454	20.473	20.492	20.511	20.530	20.549	2

## 資料6

加須市大越処理区農業集落排水事業 入札説明書等



## 加須市大越処理区農業集落排水事業実施方針

この実施方針は、加須市大越処理区農業集落排水事業において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号）に則して、特定事業の実施に関する方針を定めたものである。

# 加須市大越処理区農業集落排水事業

## 実 施 方 針

平成18年5月19日

埼 玉 県 加 須 市



## 目 次

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
1 法制上及び税制上の措置	
2 財政上及び金融上の支援	
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	17
1 議会の議決	
2 債務負担行為等	
3 応募に要する費用の負担	
4 実施方針の配布	
5 実施方針に関する意見・質問の受付	
6 市の担当部署	
別紙1 市と民間事業者とのリスク分担	
別紙2 実施方針に関する意見書・質問書	
別紙3 添付図面等一覧表	
第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1 民間事業者の募集及び選定に当たっての考え方	
2 民間事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	
3 参加資格要件	
4 応募に係る提出書類	
5 民間事業者の選定及び公表に関する事項	
6 提出書類の取扱い	
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	1
1 事業の責任の明確化等についての基本的な考え方	
2 予想されるリスクと責任分担	
3 市による事業の実施状況の監視	
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	3
1 事業区域及び施設の規模・性能	
2 農業集落排水施設用地の取得等	
3 農業集落排水施設の技術基準	
第5 事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	15
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
1 民間事業者の債務不履行の場合の措置	
2 市の債務不履行の場合の措置	
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難になった場合の措置	
4 金融機関との協議	

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

加須市大越処理区農業集落排水事業（以下「本事業」という。）

(2) 対象となる公共施設の種類

- | ① 名称     | 大越処理区農業集落排水施設   |
|----------|---|
| ② 事業区域   | 埼玉県加須市大字大越、大字外野及び大字上樋遣川の一部（以下「排水処理区域」という。）                |
| ③ 施設内容   | 排水処理区域内のし尿及び生活排水（以下「汚水」という。）を収集し、処理する施設（以下「農業集落排水施設」という。） |
| ④ 処理計画人口 | 2,640人  |
| ⑤ 供用開始時期 | 平成22年4月（予定）   |

(3) 公共施設の管理者の名称

埼玉県加須市長 大橋良一

(4) 事業の目的

埼玉県加須市（以下「市」という。）は、農業用水の水質保全、農村生活環境の改善及び処理水の循環利用を図るため、排水処理区域において、平成13年度から農業集落排水施設の建設を実施してきたが、低い進捗にとどまっていた。このようなか、平成17年3月定例会市議会において当該農業集落排水施設の早期完成についての請願が採択されるに至り、全地区を一体的かつ短期間に整備するため、平成17年度においてPFI導入可能性調査を実施した。

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、農業集落排水施設の設計・建設・維持管理・運営を一貫して民間事業者委ねることにより、迅速、適正かつ効率的に事業を実施し、公共サービスの向上と財政負担の軽減を図ろうとするものである。

(5) 事業内容

民間事業者は、特別目的会社（Special Purpose Company。以下「SPC」という。）を設立し、農業集落排水施設の未完成部分を設計・建設するとともに、完成後に引き続き農業集落排水施設の維持管理・運営を行う。

ア 民間事業者が実施する主な業務

(ア) 設計・建設段階

- ① 汚水の処理を行う施設（以下「汚水処理施設」という。）の設計及びその関連業務
- ② 汚水の収集を行う施設（以下「管路施設」という。）の設計及びその関連業務
- ③ 汚水処理施設の建設
- ④ 管路施設の建設
- ⑤ 環境管理業務（騒音防止、振動防止、水質汚濁防止等）
- ⑥ 工事の実施に伴う各種申請等
- ⑦ 市が行う農業集落排水施設の設置等に関する各種申請等への支援
- ⑧ 工事に伴い発生した残土の処分（指定処分）
- ⑨ 工事に伴い発生した埋設管の切り直し工事
- ⑩ 市が行う補助金・交付金の申請、地方債の借入等への支援
- ⑪ 農業集落排水施設の所有権移転業務
- ⑫ 工事内容の住民への周知

(イ) 維持管理・運営段階

- ① 汚水処理施設の運転・維持管理
- ② 各種法令に基づく資格者及び管理者の設置
- ③ 管路施設の維持管理（第4の1に示す既に市が整備した施設を含む。）
- ④ 農業集落排水施設の修理及び修繕
- ⑤ 汚泥の処理及び処分
- ⑥ 環境管理業務（法令に基づく水質検査、騒音対策、振動対策、臭気対策等）
- ⑦ 清掃業務
- ⑧ 警備業務
- ⑨ 農業集落排水施設見学者等への対応支援
- ⑩ 各種法令に基づく申請及び届出
- ⑪ 排水設備（宅内配管等）の設置促進への支援

(ウ) 事業終了段階

- ① 農業集落排水施設の引き渡し業務
- (工) その他関連する業務
  - ① 排水処理区域内において実施されている首都圏汜濫区域堤防強化対策事業（国土交通省）に伴い発生する市が既に整備した管路施設（以下「既設管路」という。）の撤去については、本事業とは別の事業として発注する

予定

- ② 工事に伴い発生する水道管の切り回り工事の加須市水道課への委託事務  
(水道管の切り回り工事は水道課から指定給水装置工事業者へ発注)
- ③ N T T埋設ケーブルとの交差及び近接工事についてのN T Tとの協議

イ 市が実施する主な業務

- (ア) 計画段階
  - ① 事業計画内容の住民への周知
  - ② 農業集落排水施設用地の取得
- (イ) 設計・建設段階
  - ① 事業の実施状況の監視 (以下「モニタリング」という。)
  - ② 本事業補助金・交付金の申請
  - ③ 地方債の借入
  - ④ 受益者分担金の徴収
  - ⑤ 浄化槽法に基づく設置届
  - ⑥ 建築基準法に基づく建築申請
  - ⑦ 水質汚濁防止法に基づく特定施設設置届
  - ⑧ 道路法に基づく占用許可申請
  - ⑨ 河川法に基づく占用許可申請
  - ⑩ 電気事業法に基づく諸届
  - ⑪ 残土処理に関する調整
  - ⑫ 民間事業者が行う各種申請等への支援
  - ⑬ 民間事業者への委託料の支払い

(ウ) 維持管理・運営段階

- ① モニタリング
- ② 排水設備 (管内配管等) の設置促進
- ③ 使用料の徴収
- ④ 農業集落排水施設見学者等への対応
- ⑤ 民間事業者が行う各種法令に基づく申請及び届出への支援
- ⑥ 民間事業者への委託料の支払い

(工) 事業終了段階

- ① 農業集落排水施設の受け取り事務

- (6) 事業期間及び事業期間終了後の措置  
事業期間は、契約日の翌日から平成37年3月31日 (約19年間) までとする。

なお、平成37年4月1日以降は本事業とは別の委託事業とする。

(7) 事業スケジュール (予定)

本事業の主なスケジュール (予定) は、以下のとおりである。

平成19年	1月	契約締結
平成19年	1月	事業着手
平成22年	3月	農業集落排水施設完成
平成22年	4月	農業集落排水施設供用開始
平成37年	3月	事業完了

(8) 事業方式

本事業は、民間事業者がP F I法に基づき、公共施設を設計・建設した後、市に所有権を移管した上で、公共施設の維持管理・運営を実施する、B T O (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

(9) 事業費の支払い

本事業の事業費の支払いは以下のとおりとする。

ア 農業集落排水施設の設計、建設に要する費用

- ① 市は、民間事業者が農業集落排水施設の設計、建設に要した費用の6割に相当する額について、国の補助金、県の交付金、受益者の分担金、地方債等により資金を調達し、設計完了時及び建設期間中の各年度末に出来高を確認した上で、出来高に応じて建設委託料 (当該年度分) を支払う。
  - ② 上記以外の費用は民間事業者が準備することし、市は、建設委託料 (過年度分) として維持管理・運営期間中に分割して年1回支払う。
  - ③ ①のうち、地方債については、その起債条件と、②における民間事業者の資金調達条件とを比較考慮し、地方債がより有利な条件で調達可能である場合には、②の民間事業者が準備する資金の一部を地方債により調達するものとする。
- イ 維持管理・運営に要する費用
- ① 市は、民間事業者が行う農業集落排水施設の維持管理・運営費用について、維持管理委託料として年12回に分けて支払う。
  - ② 維持管理委託料は、固定費 (人件費、検査費、点検費、修繕費等) 及び変動費 (汚泥処理費等) とする。

③ 変動費は原則として接続人口に比例して支払う。

ウ 物価変動による改定

市は、原則として年1回、上記A及びBについて物価変動に伴う見直しを行う。採用する指標及び方法については、募集要項等において示す。

(10) 事業に関連する主な法令等

本事業の実施に当たっては、以下の法令等を遵守すること。なお以下に示す法令等は例示的に示したものであり、事業の実施に関係する其他法令等についても同様に遵守すること。

ア 汚水処理施設の構造等に関するもの

- ① 浄化槽法
- ② 建築基準法

イ 管路施設の設置に関するもの

- ① 道路法
- ② 河川法

ウ 労働安全衛生に関するもの

- ① 労働基準法
- ② 労働安全衛生法

エ 電気設備工事に関するもの

- ① 電気事業法
- ② 電気工事法

オ 環境保全に関するもの

- ① 環境基本法
- ② 水質汚濁防止法
- ③ 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、水質基準を定める条例（昭和46年埼玉県条例61号）
- ④ 科学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量に係る総量規制基準（平成14年埼玉県告示第1332号）
- ⑤ 騒音規制法
- ⑥ 振動規制法
- ⑦ 大気汚染防止法
- ⑧ 悪臭防止法

- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑩ 再生资源再利用の促進に関する法律

カ その他危険防止等に関するもの

- ① 道路交通法
- ② 建設工事講習災害防止対策要綱（建設省通達）

③ 消防法

④ 火薬類取締法

⑤ 宅地造成等規制法

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業の選定の考え方

本事業をPFI法に基づく事業として実施することが効果的かつ効果的であると客観的に判断した場合には、本事業を特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定方法

本事業を特定事業として選定するに当たり、次の項目について評価を行う。

ア 行政負担の定量的評価

設計、建設、維持管理及び運営業務に係る一連の費用を含むライフサイクルコストについて定量的評価を行い、その結果従来方式と比較して公的財政負担の縮減が見込めること。

イ PFI事業として実施することの定性的評価

設計、建設、維持管理及び運営業務を通じて市が提供を受けるサービス水準の維持・向上が定性的に見込めること。

ウ 民間事業者に移転されるリスクの評価

エ アからウまでに掲げる事項の総合評価

(3) 特定事業の公表

特定事業の選定を行った場合は、その結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。なお、特定事業に選定しなかった場合も、その旨を公表するものとする。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定に当たっての考え方

民間事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う。なお、具

体的な審査方法、審査基準等は募集要項等において示す。

- 2 民間事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）  
民間事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

平成18年	5月	実施方針の公表
平成18年	7月	特定事業の選定及び公表
平成18年	7月	募集要項の配布
平成18年	8月	資格審査関係書類受付
平成18年	10月	提案書受付
平成18年	11月	優先交渉権者選定
平成18年	11月	仮契約締結
平成19年	1月	契約締結

3 参加資格要件

(1) 応募者の構成等

本事業に応募する民間事業者（以下「応募者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 応募者は、複数の企業（以下「構成員」という。）により構成されるグループとし、設計業務を行う企業、建設業務を行う企業及び維持管理・運営業務を行う企業により構成されるものとする。ただし、構成員が複数の業務を行うことを妨げない。

イ 応募者は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとする。

ウ 代表企業は、平成17・18年度加須市建設工事等指名競争入札参加資格名簿に土木工事業、建築工事業のどちらかの業種で格付Aとして搭載されており、かつ入札参加資格審査の対象となった建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく総合評定値が1,300以上であるか、または当該参加資格名簿に機械器具設置工事業で格付Aとして搭載されていること。

エ 応募者は、優先交渉権者に選定された場合は、本事業の実施に係る契約（以下「PFI事業契約」という。）の締結に先立ち、SPCを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として埼玉県内に設立する。

オ SPCの発行する全ての株式は、構成員により事業契約終了時まで保有されなければならない。また、代表企業のSPCへの出資割合は50%を超えなけ

ればならないものとする。なお、構成員は、原則として株式の譲渡、担保権等の設定及びその他一切の処分を行ってはならない。

カ 応募者は、代表企業、構成員の企業名及びそれぞれが携わる業務を明らかにする。なお、構成員以外の企業で、本事業開始後、業務を委託し、または請け負わせることを予定している者（以下「協力企業」という。）がある場合には、当該協力企業の名称及びそれぞれが携わる業務について明らかにするものとする。

キ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員として重複して参加できないものとする。

ク 契約の締結に至らなかった応募者の構成員は、SPCの構成員になることはできないものとする。ただし、SPCから業務の一部を受託または請け負うことは差し支えない。

ケ 応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りでない。

(2) 応募者の制限

資格審査関係書類提出時において、次に該当する者は応募者の構成員または協力企業になることはできない。なお、資格審査書類提出後においても構成員が次に該当することとなった場合、市は当該参加資格を取り消すことがある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定、または旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更正手続開始の申立をなしましまたは申立がなされている者。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続開始の申立をなしましまたは申立がなされている者。

エ 商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づき会社の整理の申立をなし若しくは通告されている者。

オ 破産法（平成16年法律第75号）第18条または第19条の規定に基づ

工 建設企業は、建設業法第3条第1項の規定により、土木一式工事、建築一式工事、管工事について特定建設業の許可を受けていること。また浄化槽法（昭和58年法律第43号）第21条の規定に基づく浄化槽工事業の登録がなされていること。

才 維持管理企業は、浄化槽法に基づき適切な維持管理業務を遂行できる能力を有していること。

力 その他本事業の設計、建設、維持管理及び運営の各業務を遂行するに当たり必要となる各種法令に基づく資格等の取得または資格者等の配置ができること。

4 応募に係る提出書類  
応募に係る提出書類は以下のものを想定している。提出書類の詳細は募集要項等において示す。

(1) 資格審査関係書類

- ① 参加表明書
- ② 構成員メンバー表
- ③ 会社概要及び決算報告書（構成員全社分）
- ④ 納税証明書（構成員全社分）
- ⑤ 法人登記簿謄本（構成員全社分）
- ⑥ その他参加資格要件が確認できる登録証、許可証及びその他書類

(2) 提案書

- ① 提案概要書
- ② 設計・建設計画提案書
- ③ 維持管理・運営計画提案書
- ④ 資金計画及び事業収支計画提案書

5 民間事業者の選定及び公表に関する事項

(1) 審査委員会の設置

市は、学識経験者等からなる「加須市大越処理区農業集落排水事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、その審査結果に基づき、優先交渉権者を選定する。

なお、審査基準等の詳細については、募集要項等において示す。

き破産手続き開始の申立をなしましまたは申立がなされている者。

力 旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定に基づき和議開始の申立をなしましまたは申立がなされている者。

キ 建設業法に基づき営業停止処分を受けている者。

ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令または課徴金納付命令（事前通知を含む。）を受けている者。

ケ 加須市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者。

コ 最近1年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納している者。

カ 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び係る者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

なお、「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の過半数を有し、またはその出資の総額の100分の50以上を出資している者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

シ 審査委員会の委員が属する組織、企業またはその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。

(3) 応募者の業務執行能力及び財務能力

応募者は、次の全てを満たすものとする。

ア 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

イ 本事業を円滑に遂行するために必要な、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

ウ 設計企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく建築士事務所の登録を行っていること。

本事業において、設計、建設、維持管理及び運営についての責任は、民間事業者に帰するものであり、民間事業者が建設した農業集落排水施設については、原則として民間事業者のリスクで性能保証を行う。

ただし、不可抗力等の、市または民間事業者のいずれかの責めにも帰することのできないものについては、原則として市がリスクを分担することとする。

- 2 予想されるリスクと責任分担
- 市と民間事業者とのリスク分担は、別紙 1 によることを想定している。なお、このリスク分担は、今後、実施方針等に対する民間事業者の意見等を踏まえて変更することがある。
- 詳細な内容については、募集要項等において明示し、最終的には、PFI 事業契約で明文化する。

- 3 市による事業の実施状況の監視
- モニタリングについての基本的な考え方は以下のとおりとする。なお、具体的なモニタリングの方法及び内容は募集要項等において示す。
- (1) モニタリングの実施
- 市は、民間事業者が事業契約に定める業務を確実に遂行し、要求水準を満たしていることを確認するとともに、民間事業者の財務状況を把握するため、定期的、または必要に応じてモニタリングを行う。民間事業者は、市の求めに応じてモニタリングに必要な書類等を提供しなければならない。

- (2) モニタリングの実施時期及び内容
- ア 設計段階
- 設計の完了時に民間事業者による設計内容が農業集落排水施設の要求水準を満たしているか確認を行う。
- イ 建設段階
- 工事期間中は、民間事業者による建設工事について、定期的に建設工事及び工事監理の状況の確認を行う。
- また、災害や事故など、市と民間事業者で確認すべき事由が発生した場合は、必要に応じて状況の確認を行う。
- さらに、各年度末に補助金の手続き等に必要な工事の出来形の検査を行う。

- ウ 農業集落排水施設完成時
- 建設工事の完成時に、民間事業者により建設された農業集落排水施設等が要求水準を満たしているか確認をするため、完成検査を行う。また、農業集落排

- (2) 審査内容
- 審査委員会の審査は、以下の審査項目で行う予定である。
- ① 参加資格要件
  - ② 価格の優位性
  - ③ 事業実施体制の確実性・信頼性
  - ④ 技術的内容の優位性
  - ⑤ 資金計画及び事業収支計画等の事業計画の優位性・確実性
  - ⑥ 地域社会及び地域環境への貢献度

- (3) 民間事業者の選定
- 市は、審査委員会で選定された優先交渉権者と PFI 事業契約の内容に関する協議が成立し、かつ議会の承認が得られた場合は、当該優先交渉権者を本事業を実施する民間事業者として選定する。ただし、優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次に優先順位の高い応募者から順次協議を行うこととする。

- (4) 選定結果の公表
- 市は、民間事業者の選定を行った時は、その結果を速やかに公表する。
- なお、最終的に応募者がいない、または本事業を PFI 法に基づく事業として実施することが適当であると客観的に評価された提案がない場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

- 6 提出書類の取扱い
- 提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が当該応募者の提出書類を公表、展示及びその他本事業に関する必要と認める用途に用いる限りにおいて、市はこれを無償で利用することとする。この場合、市は、上記目的に必要な範囲で、提出書類に含まれる著作物の全部または一部を変更、削除または改変できるものとする。
- また、市は契約の締結に至らなかった応募者の提出書類及び提出書類に含まれる著作物については、本事業の民間事業者選定の審査結果に関する公表の目的以外には使用しない。なお、応募者から提出を受けた書類は返却しない。

- 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- 1 事業の責任の明確化等についての基本的な考え方
- 本事業は、市と民間事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスを提供することを旨とするものであるため、原則としてリスクを生じた原因者がそのリスクを負担することとする。

水施設を民間事業者が市に引き渡すために必要な書類等の提出を求める。

工 維持管理・運営段階

民間事業者により提供されるサービスが要求水準を満たしているか確認を行う。また、民間事業者の経営状況及び財務状況について定期的に報告を求め、確認を行う。

(3) モニタリングの委託

市は、事業の執行状況、その他契約内容の履行状況を監視するため、外部のコンサルタント等にその業務の一部を委託することができる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 事業区域及び施設の規模・性能

(1) 事業区域  
本事業を実施する区域（排水処理区域）は、加須市大字大越、大字外野及び大字上越遺川の一部90.7ha（別添「計画一般図」のとおり）とする。

(2) 処理計画人口 2,640人

(3) 汚水処理施設用地

所 在	地 目	地 籍
加須市大字大越字南ハツ田2965番 (別添「計画一般図」及び「汚水処理施設用地図」のとおり)	雑種地	3,198㎡

(4) 汚水処理施設

① 汚水処理施設は、排水処理区域内から排出される汚水を、法令等で定める水質まで、安定的かつ経済的に処理することのできる性能を有するものとする。

特に、大越処理区は、水質汚濁防止法の「総量削減基本方針」に基づく指定区域内であるため、削減計画による目標水質を達成する必要がある。これを踏まえ、汚水処理施設の設計、建設に当たっては、次の計画放流水質を満たすものとする。処理水の放流先は、別添「放流先水路図」により示す。

○計画放流水質

生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	化学的酸素要求量(COD)	全窒素(T-N)	全リン(T-P)
15 mg/L以下	30 mg/L以下	20 mg/L以下	10 mg/L以下	1 mg/L以下

② 汚水処理施設は、原則として処理方式は問わないが、建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項の規定に基づき、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの、または国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならぬ。

③ 汚水処理施設用地の地質調査結果は、別添「地質図（ボーリング柱状図）」により示す。

(5) 管路施設

① 管路施設は、現行の管路計画を参考に、排水処理区域内の各家屋から排出される汚水を、より安定的かつ経済的に汚水処理施設に流送する性能を有するものを検討する。原則として流送方式は問わない。接続対象となる家の位置及び現行の管路計画については、別添「平面図」及び「縦断面図」により示す。

② 管路施設の建設は、排水処理区域のうち、既設管路6,511m（別添「平面図」及び「縦断面図」のとおり）以外の区域とする。ただし、維持管理は既設管路を含めることとし、既設管路の瑕疵は市の責任とする。

③ 管路施設に係る地質調査結果は、別添「地質図（ボーリング柱状図）」により示す。

④ 首都圏河川流域堤防強化対策事業（国土交通省）に関連する区域内の家屋の取扱いについては、募集要項等において示す。

2 農業集排水施設用地の取得等

(1) 汚水処理施設用地  
汚水処理施設用地は市有地である。

(2) 管路施設の用地

管路施設は、原則として公道下及び公共用地下に埋設するものとする。



## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

- 1 民間事業者の債務不履行の場合の措置
  - (1) モニタリング結果に基づく是正措置等  
市は、民間事業者が PFI 事業契約で定める条件に違反した場合、あるいは民間事業者により提供されるサービスが要求水準を満たさないと判断した場合に、民間事業者に対して業務の改善勧告、委託料の減額等を行うことができる。
  - (2) モニタリング結果に基づく契約解除  
市は、業務の改善勧告を行ったにも関わらず、民間事業者が一定の期間内に改善措置を講じなかった場合、または改善することができなかつた場合には、PFI 事業契約を解除することができる。  
また、市は、民間事業者が改善措置を講じてもなお、サービスの提供に重大な障害の発生が懸念される場合、あるいは業務遂行能力の回復が困難であると判断した場合には、PFI 事業契約を解除することができる。ただし、市は、PFI 事業契約を解除する前に、民間事業者に対して一定の猶予期間を与える場合がある。
  - (3) 民間事業者の倒産等による事業契約の解除  
市は、民間事業者の倒産、財務状況の著しい悪化、その他民間事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、PFI 事業契約を解除することができる。
  - (4) 損害賠償  
前2項の規定により市が PFI 事業契約を解除した場合、民間事業者は市に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 市の債務不履行の場合の措置
  - (1) 事業契約の解除  
市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、民間事業者は PFI 事業契約を解除することができる。
  - (2) 損害賠償  
前項の規定により民間事業者が PFI 事業契約を解除した場合、市は民間事業者に生じた損害を賠償する。
- 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難になった場合の措置

- (3) その他必要な用地の確保  
汚水処理施設用地及び公道等下以外に、民間事業者の提案により必要となる用地については、提案時に必要となる場所及び面積を明示するとともに、取得に要する費用について事業費に加算すること。  
なお、必要となる用地の取得の可能性及び取得に要する費用については、提案書受付期間中に市に対して問合せを行うことができる。本問合せ及び回答については原則として公表しないものとする。  
必要となる用地の取得に係る事務は市が行うこととし、その費用は民間事業者が負担するものとする。
- 3 農業集落排水施設の技術基準  
汚水処理施設、管路施設及びその付帯施設の設計、建設及び維持管理については、以下の技術基準等を満たすこととし、各種検査及び会計実地検査等に合格する内容でなければならぬ。
  - ① 農業集落排水施設設計指針（平成14年度改訂版）
  - ② 平成18年3月27日付け、農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会委員長通知
  - ③ 農業集落排水施設施工指針（汚水処理施設編）
  - ④ 農業集落排水施設施工指針（管路施設編）
  - ⑤ 農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）
  - ⑥ 農業集落排水施設（汚水処理施設）土木構造配筋要領（平成15年度）
  - ⑦ 農業集落排水施設汚水処理構造参考書
  - ⑧ 埼玉県土木工事共通仕様書
  - ⑨ 埼玉県建築工事共通仕様書
  - ⑩ 埼玉県機械設備工事共通仕様書
  - ⑪ 埼玉県電気設備工事共通仕様書ただし、上記①、③、④、⑤、⑥、⑦に記載する内容と②に記載する内容に齟齬があった場合には、②の記載を優先することとする。

## 第5 事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

- 1 事業計画または PFI 事業契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と民間事業者とで誠意を持って協議するものとする。
- 2 PFI 事業契約に係る紛争については、市役所の所在地を管轄する浦和地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

市及び民間事業者は、不可抗力等、市または民間事業者の責めに帰すことができない事由により本事業の継続が困難になった場合には、事業の継続の可否について協議するものとする。

なお、市及び民間事業者は、一定の期間内に協議が整わない場合には、それぞれの相手方に対し、事前に書面により通告することにより、PFI 事業契約を解除することができるものとする。

#### 4 金融機関との協議

市は、本事業の安定性、継続性の確保のために必要がある場合には、民間事業者に資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接契約（ダイレクトアクリーメント）を結ぶことがある。

### 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置  
本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。法令の改正等により、法制上または税制上の措置が適用されることになる場合には、それによることとする。

#### 2 財政上及び金融上の支援

市は、本事業を実施するに当たり、民間事業者が財政上及び金融上の支援を受けられる可能性がある場合には、これらの支援を受けることができるよう努力するものとする。

### 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

- 1 議会の議決  
市は、PFI 事業契約の締結に当たって、予め議会の議決を経るものとする。
- 2 債務負担行為等  
市は、全事業期間にわたる本事業の財源を確保するため、債務負担行為の設定等必要な措置を講じるものとする。
- 3 応募に要する費用の負担  
本事業への応募に要する費用については、応募者の負担とする。
- 4 実施方針の配布  
市は、実施方針を次のとおり配布する。  
(1) 配布期間 平成18年5月24日(水)から31日(水)まで(ただし、

27日(土)、28日(日)を除く。)

- (2) 配布時間 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時を除く。)
- (3) 配布場所 加須市環境浄化センター2階 農業集落排水課
- 5 実施方針に関する意見・質問の受付  
実施方針に関して意見・質問がある場合には、別紙2の実施方針に関する意見書・質問書(様式)により、平成18年6月9日(金)正午までに、添付ファイルにて下記メールアドレスあてに送信すること。口頭、電話及びファックスによる受付は行わない。  
受け付けた意見・質問及びその回答は、原則として全て公表するものとする。

### 6 市の担当部署

加須市 上下水道部 農業集落排水課  
〒347-0032 加須市花崎 2046 加須市環境浄化センター2階  
電話：0480-65-5432  
e-mail：[noshu@city.kazo.lg.jp](mailto:noshu@city.kazo.lg.jp)

【別紙1】

市と民間事業者とのリスク分担（1）

凡例：○印：当該リスクの主分担、△印：当該リスクの従分担

リスク	リスク項目		リスク分担	
	リスク	項目	市	事業者
共通リスク	募集・契約リスク	募集要項、募集手続きの誤り	○	
	契約リスク	契約の不成立、契約手続きの遅延	○	○
共通リスク	制度関連リスク	市の政策変更による事業の変更、中断または中止（契約議案の否決は契約リスク）	○	
	法令変更リスク	浄化槽法、水質汚濁防止法、PF1法、道路構造令等、本事業の実施に関する法令の変更、新たな規制法令の成立	○	
共通リスク	税制変更リスク	本事業の実施に関する新税の成立、税率の変更	○	
	許認可リスク	法人税等民間事業者の利益に関する新税の成立、税率の変更 施設管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○	○
社会リスク	住民対極リスク	設計、建設、維持管理及び運営業務の実施に関して民間事業者が行うべき申請等の手続の不備等による許認可の遅延 本事業の推進、PF1手続等、市の業務に関する住民反対運動、訴訟、苦情などへの対応	○	
	環境リスク	設計、建設、維持管理及び運営等、民間事業者が行う業務の不備により発生した環境問題（騒音、臭、騒音、振動、有害物質の排出等）への対応		○

市と民間事業者とのリスク分担（2）

リスク	リスク項目		リスク分担	
	リスク	項目	市	事業者
共通リスク	経済リスク	資金調達リスク 物価変動リスク 金利変動リスク		
	不可抗力リスク	事業に必要な資金の確保 市からの委託料支払いの遅延 設計・建設段階の物価変動 維持管理・運営段階の物価変動 提案時の金利と金利基準日にあける金利との格差 上記以外の金利変動	○	○
計画・設計段階	設計リスク	想定してない、あるいは想定を超える暴風、豪雨、地震等の自然災害及び騒乱その他の人為的事象による施設損傷、建設、維持管理、運営業務の変更または中止 市が実施した測量、調査等の不備 民間事業者が実施した測量、調査等の不備	○	○
	用地取得リスク	市が提示した施設設計要求、設計案件の不備、市の指示による変更 民間事業者が実施した設計の不備 民間事業者の提案に基づき追加的に必要となった用地の取得費用 建設、維持管理等に要する仮設用地の確保	○	○
計画・設計段階	用地取得リスク	市が提示した設計案件では予見できない土壌汚染、地中障害物、埋蔵文化財等の発見による遅延、変更または中止 市が提示した設計案件では予見できない地質、地盤状況による遅延または変更 市の指示による計画変更、設計変更	○	○
	用地取得リスク	用地の瑕疵リスク 地質・地盤リスク 計画変更リスク	○	○

市と民間事業者とのリスク分担（3）

建設段階	リスク	リスク項目	リスク分担	
			市	事業者
建設段階	建設リスク	工期遅延リスク	民間事業者の責めによる工事の遅延または未完工事の指示により行った設計変更等による工事の遅延または未完工事	○
			民間事業者の責めによる工事費の増加	○
	維持管理リスク	工事費増加	民間事業者の責めによる工事費の増加	○
			市の指示により行った設計変更等による工事費の増加	○
	維持管理リスク	工事監視	工事監視の不備	○
			工事管理の切り直し等に要する費用の増加	○
	維持管理リスク	要求性能	工事中の事故または事件	○
			要求性能の不適合または未達（書類の不備を含む）	○
	維持管理リスク	技術進歩	市の指示による新技術導入に伴う計画・建設段階における仕様の変更	○
			要求水準未達（書類の不備を含む）	○
維持管理リスク	施設瑕疵	民間事業者の行う維持管理業務の要求水準未達（書類の不備を含む）	○	
		施設の瑕疵（瑕疵担保期間内の場合）	○	
維持管理リスク	施設瑕疵	施設の瑕疵（瑕疵担保期間外の場合）	△	
		既設管路の瑕疵により生じた維持管理費の増加、当該管路施設及びその他施設の損傷	○	
維持管理・運営段階	維持管理	維持管理の不備により生じた既設管路の不具合による維持管理費の増加、当該管路施設及びその他施設の損傷	○	
		市の指示による維持管理費の増加	○	
維持管理・運営段階	移行	民間事業者の責めによる維持管理費の増加	○	
		民間事業者の責めによる維持管理費の増加	○	

市と民間事業者とのリスク分担（4）

維持管理・運営段階	リスク	リスク項目	リスク分担	
			市	事業者
維持管理・運営段階	維持管理	汚泥処理リスク	汚泥受入先、または受入条件の変更による汚泥処理費用の増加	○
			市が提示した設計条件の不備による汚泥処理費用の増加	○
	維持管理	施設損傷	民間事業者の提案に基づく汚泥の処理・処分の不備による汚泥処理費用の増加	○
			維持管理業務の不備による施設の損傷	○
	維持管理	要求水準未達	民間事業者以外の責めによる施設の損傷	○
			民間事業者の行う運営業務の要求水準未達（書類の不備を含む）	○
	維持管理	技術進歩	施設使用者の減少、加入の遅延による使用料収入の減	○
			市の指示による運営業務の変更	○
	維持管理	移行	市の指示による新技術導入に伴う維持管理・運営業務の変更	○
			市の責めによる業務移管の遅延	○
維持管理	移行	民間事業者の責めによる業務移管の遅延	○	
		民間事業者の責めによる業務移管の遅延	○	

【別紙2】

平成 年 月 日

加須市長 あて

実施方針に関する意見書・質問書

加須市大越加理区農業集落排水事業実施方針に関して、以下のとおり（意見・質問）を提出します。

会社名	
部署名	
役職・氏名	
住所	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	@

No.	頁	項目番号・項目名	意見・質問内容
1			
2			
3			
4			

- 注) 1 意見と質問は別葉とし、タイトル・文章・表中の該当するか所に○を付けてください。  
 2 意見・質問は簡潔にまとめて記述してください。  
 3 意見・質問は各行につき1点としてください。(同じ項目であっても意見・質問が複数となる場合は、次の行に記入してください。)  
 4 行が不足する場合は適宜増やしてください。  
 5 本書式は、Microsoft Word により作成してください。

【別紙3】

添付図面等一覧表

図面等名称	NO.	葉数
一般 計画一般図	1	1
汚水処理施設用地図	2	1
処理施設関係 放流先水路図	3	2
地質図（ボーリング柱状図）	4	3
平面図 （受益家屋及び既設管路についてのみ設計に当たっての条件とする。その他の計画管・マンホール等の位置及び宅内配管等については参考として示すものであり、設計に当たっての条件とはしない。）	5	51
管路施設関係 縦断面図 （既設管路についてのみ設計に当たっての条件とする。その他の地質状況、埋設管位置・路線配管、計画管位置・路線配管等については参考として示すものであり、設計に当たっての条件とはしない。）	6	72
地質図（ボーリング柱状図）	7	20
その他の資料 農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会 員長通知（平成18年3月27日付け）	8	

# 加須市大越処理区農業集落排水事業に係る 特定事業の選定について

埼玉県加須市（以下「市」という。）は、加須市大越処理区農業集落排水事業（以下「本事業」という。）を、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号）及び加須市大越処理区農業集落排水事業実施方針（平成18年加須市告示第89号）に基づき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき事業（以下「PFI事業」という。）として実施することが適切であると認める特定事業に選定するものである。

平成18年7月14日

## 第1 評価の結果

本事業をPFI事業として実施することにより、市が直接実施する場合（複数年一括発注方式）と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担額を9.4%程度縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等、定性的効果も期待することができる。

## 第2 評価の内容

### 1 評価の方法

- (1) 本事業をPFI事業として実施することにより、事業の全期間を通じて市の財政負担の縮減が期待できること、または市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できることを選定の基準とした。
- (2) 市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者に移転されるリスクをできる限り合理的な方法で勘案し、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。
- (3) 上記の財政負担見込額の算定に加えて、本事業をPFI事業として実施する場合の定性的な評価を行った。

### 2 市の財政負担見込額算定の前提条件

本事業において、市が直接実施する場合（複数年一括発注）の財政負担額とPFI事業として実施する場合の財政負担額の比較を行うに当たり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

表1 市の財政負担見込額算定の前提条件

区分	市が自ら実施する場合	PFI事業として実施する場合
事業方式	従来方式（複数年一括発注）	BTO方式
財政負担額の主な内訳	① 設計費 ② 建設費 ③ 維持管理費 ④ 運営費 ⑤ 地方債の償還金	① 建設委託料（設計費、建設費、事業者が準備した資金の償還金） ② 維持管理委託料（維持管理費、運営費） ③ アドバイザー費用 ④ モニタリング費用 ⑤ 地方債の償還金
共通条件	① 事業期間 平成18年度～平成36年度 ・民間事業者選定・施設建設期間 4年間 ・維持管理・運営期間 15年間 ② 施設内容 汚水処理施設 1か所 管路施設 約2.4km ③ 割引率 4% ④ 物価変動を加味しない。	① 民間事業者の自己資金 ② 国庫補助金 ③ 県交付金 ④ 受益者分担金 ⑤ 施設使用料 ⑥ 下水道事業債 償還年数28年 （据置期間5年含む） 償還方法 元利均等返済 ⑦ 一般財源
資金調達に関する事項	① 国庫補助金 ② 県交付金 ③ 受益者分担金 ④ 施設使用料 ⑤ 下水道事業債 償還年数28年 （据置期間5年含む） 償還方法 元利均等返済 ⑥ 一般財源	① 民間事業者の自己資金 ② 国庫補助金 ③ 県交付金 ④ 受益者分担金 ⑤ 施設使用料 ⑥ 下水道事業債 償還年数28年 （据置期間5年含む） 償還方法 元利均等返済 ⑦ 一般財源
設計、建設、維持管理、運営費用に関する事項	農業集落排水施設の標準的な事業費を参考に設定した。	農業集落排水施設の標準的な事業費を参考に、市と民間事業者との適切なリスク配分に基づき、民間事業者の創意工夫により、市が直接実施する場合に比べて、より合理的、かつ効率的に事業が実施されるものと想定し、設定した。

### 3 財政負担額の比較

上記前提条件に基づき財政負担額について、市が直接実施する場合（複数年一括発注）とPFI事業として実施する場合とを比較すると次の表のとおりとなる。ここでは、市が直接実施する場合（複数年一括発注）の財政負担額を100とする指標により比較する。

表2 市の財政負担額の比較

市が直接実施する場合 (複数年一括発注)	PFI 事業として実施する場合
100	90.6

4 PFI 事業として実施することの定性的評価

(1) 効率的な事業の実施

市が直接実施する場合（複数年一括発注）は、工事発注や維持管理等の委託などに相当の事務量を要する。しかし、PFI 事業では民間事業者の募集・選定に係る手続き等に事務量を要するものの、設計、建設、維持管理、運営という一連の業務を一括して民間事業者へ委託するため、各業務を個別に発注する場合と比較して効率化が図られ、結果として費用の最小化を視野に入れた整備が可能となる。

また、併せて民間事業者の専門性や創意工夫が十分に発揮され、最適な維持管理・運営サービスの提供が期待できる。

(2) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階において、予め発生するリスクを想定し、その責任分担を市及び民間事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、事業目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

(3) 広範な公共サービスの提供

民間事業者が排水設備工事（宅内配管や宅内の水洗化等の工事）を管路施設工事と連携して行うとともに、施設使用者の負担軽減策に取り組むことにより、地域住民への包括的な公共サービスの提供が図れるほか、環境負荷の軽減、円滑な事業推進につながるものと期待される。

## 加須市大越処理区農業集落排水事業募集要項

本募集要項は、加須市大越処理区農業集落排水事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき特定事業として実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり配布するものである。

本募集要項に添付する業務要求水準書、事業者選定基準書及び様式集は、本募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）である。なお、募集要項等と、実施方針及びその質問回答書との間に相違がある場合は、募集要項等の規定が優先するものとする。

## 加須市大越処理区農業集落排水事業

### 募 集 要 項

平成18年7月25日

埼 玉 県 加 須 市



2	保険	
3	市による事業実施の監視（モニタリング）	
4	事業内容または契約の解釈について疑義が生じた場合の措置	
5	募集要項等に対する問合せ先（担当窓口）	
別紙1	サービス購入料の算定方法及び支払方法説明書	24
別紙2	モニタリング及びサービス購入料減額等方法説明書	35
	(別添資料)	
	資料1 業務要求水準書	
	資料2 事業者選定基準書	
	資料3 様式集	
	資料4 基本協定書（案）	
	資料5 事業契約書（案）	
第1	特定事業の概要	1
1	事業の名称	
2	対象となる公共施設の種類の	
3	公共施設の管理者の名称	
4	事業の目的	
5	事業に係る主な法令等	
6	事業の内容	
7	事業スケジュール（予定）	
第2	民間事業者の募集及び選定等	5
1	民間事業者の募集及び選定の考え方	
2	民間事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	
3	民間事業者の募集手続等	
4	参加資格要件	
5	提案の審査	
6	提出書類の取扱い	
第3	提出書類の内容	15
1	提出書類	
2	提出書類作成要領	
3	応募の無効に関する事項	
4	優先交渉権者の選定方法	
第4	優先交渉権者決定後の措置	20
1	基本協定の締結	
2	特別目的会社（SPC）の設立等	
3	事業契約の締結	
4	SPCの権利義務等に関する制限	
5	契約保証金	
6	市とSPCの責任分担	
第5	事業の実施に関する事項	23
1	業務の委託	

## 第1 特定事業の概要

### 1 事業の名称

加須市大越処理区農業集落排水事業（以下「本事業」という。）

### 2 対象となる公共施設の種別

- (1) 名称 大越処理区農業集落排水施設  
(2) 事業区 域 埼玉県加須市大字大越、大字外野及び大字上樋邊川の一部（以下「排水処理区域」という。）  
(3) 施設内 容 排水処理区域内のし尿及び生活排水（以下「汚水」という。）を収集し、処理する施設（以下「農業集落排水施設」という。）  
(4) 処理計画人口 2,640人  
(5) 供用開始時期 平成22年4月（予定）

### 3 公共施設の管理者の名称

埼玉県加須市長 大橋良一

### 4 事業の目的

埼玉県加須市（以下「市」という。）は、農業用水の水質保全、農村生活環境の改善及び処理水の循環利用を図るため、排水処理区域において、平成13年度から農業集落排水施設を建設してきたが、低い進捗に止まっていた。

このようなか、平成17年3月定例会市議会において、当該農業集落排水施設の早期完成に関する請願が採択されるに至り、全地区を一体的かつ短期間に整備するため、平成17年度においてPFI導入可能性調査を実施した。

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、農業集落排水施設的设计・建設・維持管理・運営を一員して民間事業者者に委ねることにより、迅速、適正かつ効率的に事業を実施し、公共サービスの向上と財政負担の軽減を図らうとするものである。

### 5 事業に關係する主な法令等

民間事業者は、本事業の実施に当たって、関係法令等を遵守しなければならぬ。なお、下記に示した法令等は例示的に示したものであり、下記に示した以外にも、事業を実施する上で必要なものがある場合には、それらも含むものとする。

### (1) 環境保全に関する法令等

- ・環境基本法
- ・水質汚濁防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・大気汚染防止法
- ・悪臭防止法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・再生資源再利用の促進に関する法律
- ・水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、水質基準を定める条例（昭和46年埼玉県条例61号）
- ・化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量に係る総量規制基準（平成14年埼玉県告示第1332号）

### (2) 施設建設に関する法令等

- ・浄化槽法
  - ・建設業法
  - ・建築基準法
  - ・道路法、道路法施行令、道路法施行規則
  - ・河川法
  - ・電気事業法、電気事業法施行令
  - ・電気工事士法
- (3) 施設や作業の安全に関する法令等
- ・労働基準法
  - ・労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則
  - ・消防法
  - ・火災類似締法
  - ・道路交通法
  - ・宅地造成等規制法
  - ・建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省通達）

## 6 事業の内容

民間事業者は、本事業の実施主体になるべきものとして、特別目的会社(Special Purpose Company。以下「SPC」という。)を設立し、農業集落排水施設の未完成部分を設計・建設するとともに、完成後に引き続き農業集落排水施設の維持

管理・運営を行う。

(1) 事業方式

本事業は、SPCがPFI法に基づき、公共施設を設計・建設した後、市に所有権を移管した上で、公共施設の維持管理・運営を実施するBTO (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、契約日の翌日から平成37年3月31日(約19年間)までとする。

(3) 本事業の範囲

SPCは、PFI法に基づき、以下の業務を実施する。なお、業務の詳細は、「業務要求水準書」によるものとする。

ア 施設整備業務

- ① 管路施設の設計及びその関連業務
- ② 汚水処理施設の設計及びその関連業務
- ③ 管路施設の建設業務
- ④ 汚水処理施設の建設業務
- ⑤ 工事監理業務
- ⑥ 処理機能調整工事業務
- ⑦ 既設管路調査業務
- ⑧ 周辺家屋等影響調査業務
- ⑨ 各種申請等補助業務
- ⑩ 住民対応業務

イ 維持管理・運営業務

- ① 管路施設の維持管理業務
- ② 汚水処理施設の維持管理業務
- ③ 農業集落排水施設の運営等業務

ウ 本事業の早期効果発現のための業務  
排水設備設置工事等業務

エ 事業終了時の措置

維持管理・運営移管業務

(4) 業務の要求水準  
「業務要求水準書」によるものとする。

(5) SPCの収入

本事業におけるSPCの収入は、上記(3)の各業務においてSPCが市に提供したサービスに対する対価として市がSPCに支払うサービス購入料である。

また、SPCは、施設を使用しようとする者(以下「受益者」という。)の排水設備(対象家屋から公共までの室内配管、水洗化設備等)の設置工事、受益者の負担軽減のための分割払い制度等を実施し、受益者から直接得られる収入を自らの収入とすることができる。

なお、サービス購入料については、別紙1「サービス購入料の算定方法及び支払い方法説明書」によるものとする。

7 事業スケジュール(予定)

本事業の主なスケジュール(予定)は、以下のとおりである。

平成19年	1月	事業契約締結
平成19年	1月	事業着手
平成22年	3月	農業集落排水施設完成
平成22年	4月	農業集落排水施設供用開始
平成37年	3月	事業完了

## 第2 民間事業者の募集及び選定等

### 1 民間事業者の募集及び選定の考え方

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

### 2 民間事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

民間事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| ① 募集要項の公表         | 平成18年7月25日  |
| ② 募集要項等説明会        | 平成18年8月1日   |
| ③ 募集要項等に関する質問締め切り | 平成18年8月23日  |
| ④ 募集要項等に関する質問回答   | 平成18年9月13日  |
| ⑥ 参加資格審査関係書類の受付   | 平成18年9月20日  |
| ⑦ 資格確認通知          | 平成18年10月6日  |
| ⑧ 提案書の受付          | 平成18年10月24日 |
| ⑨ 優先交渉権者の決定・公表    | 平成18年11月下旬  |
| ⑩ 基本協定締結          | 平成18年11月下旬  |
| ⑪ 事業契約締結          | 平成19年1月下旬   |

### 3 民間事業者の募集手続き等

- (1) 募集要項の公表  
募集要項の公表は、市のホームページにおいて行う。

- (2) 募集要項等に関する説明会

募集要項等に関する説明会を次のとおり開催する。

- ア 開催日時  
平成18年8月1日（火）午後1時30分～午後3時

- イ 開催場所  
加須市役所5階 502会議室

- ウ 参加方法

募集要項に関する説明会への参加希望者は、下記により募集要項説明会参加申込書（様式A-1）に必要事項を記入の上、e-mailで提出すること。

- ・申込期限 平成18年7月31日（月）正午
- ・申込先 加須市 上下水道部 農業集落排水課

〒347-0032

加須市花崎 2046 加須市環境浄化センター2階

電話 : 0480-65-5432

e-mail : noshu@city.kazo.lg.jp

・その他 文書形式は、Microsoft-Word、Excel (Windows 版) とする。

- (3) 募集要項等に関する質問受付

- ア 質問の方法

質問内容を簡潔にまとめ、募集要項等に関する質問書（様式A-2）に記入し、e-mailで提出すること。文書形式は、Microsoft-Word(Windows 版) とする。

- イ 受付期間

平成18年8月21日（月）午前9時から平成18年8月23日（水）午後5時までとする。

- ウ 提出先 上記（2）ウの申込先と同様。

- (4) 募集要項等に関する質問への回答

募集要項等に対する質問への回答は、平成18年9月13日までに市のホームページにおいて行う。

- (5) 参加資格審査関係書類の受付

応募者の代表企業は、次により参加資格審査関係書類（以下「資格審査書類」という。）を提出する。なお、資格審査書類については、本募集要項のほか、別添「様式集」を参照するものとする。

- ア 受付日時

平成18年9月20日（水）午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時を除く。）

- イ 提出方法

応募者の代表企業は、資格審査書類を担当窓口へ持参する。  
提出先 上記（2）ウの申込先と同様。

- ウ 資格審査書類作成基準日

資格審査書類は、平成18年9月20日（水）現在で作成する。

- 4 参加資格要件**
- (1) 応募者の構成等  
本事業に応募する民間事業者（以下「応募者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。
- ア 応募者は、複数の企業（以下「構成員」という。）により構成されるグループとし、設計業務を行う企業、建設業務を行う企業及び維持管理・運営業務を行う企業により構成されるものとする。ただし、構成員が複数の業務を行うことを妨げない。
- イ 応募者は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとする。
- ウ 代表企業は、平成17・18年度加須市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿に土木工事業、建築工事業のどちらかの業種で格付Aとして登録されており、かつ入札参加資格審査の対象となった建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく総合評価値が1,300以上であるか、または当該参加資格者名簿に機械器具設置工事業で格付Aとして登録されていること。
- エ 審査委員会において、PFI法に基づく特定事業として実施することが適当であると評価された提案の応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、市との間で基本協定を締結し、SPCを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として埼玉県内に設立する。
- オ SPCの発行する全ての株式は、構成員により本事業の契約期間終了時まで保有されなければならない。また、代表企業のSPCへの出資割合は50%を超え、かつ代表企業はSPCの議決権の過半数を保有しなければならないものとする。なお、構成員は、市の承諾なくして原則として株式の譲渡、担保権等の設定及びその他一切の処分を行ってはならない。
- カ 応募者は、代表企業、構成員の企業名及びそれらが携わる業務を明らかにする。なお、構成員以外の企業で、本事業開始後、SPCから業務の委託を受け、または請け負うことが予定されている者（以下「協力企業」という。）がある場合には、当該協力企業の名称及びそれらが携わる業務について明らかにするものとする。
- キ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員として重複して参加できないもの

- (6) 資格確認通知の発送  
資格審査の結果については、平成18年10月6日（金）に応募者の代表企業に通知する。
- (7) 提案書の受付  
参加資格を得た応募者の代表企業は、次により提案書を提出する。なお、提案書については、本募集要項のほか、別添「様式集」を参照するものとする。
- ア 受付日時  
平成18年10月24日（火）午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時を除く。）
- イ 提出方法  
応募者の代表企業は、提案書を担当窓口へ持参する。  
提出先 上記（2）ウの申込先と同様。
- ウ 提案書作成基準日  
提案書は、平成18年10月24日（火）現在で作成する。
- エ 応募を辞退する場合  
資格審査書類提出以降に応募者が応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式A-16）を速やかに担当窓口へ提出するものとする。提出先は上記（2）ウの申込先と同様とする。
- (8) 優先交渉権者の決定・公表  
提出された提案書について総合的に評価を行い、優先交渉権者を決定し、平成18年11月下旬に市のホームページにおいて公表する。
- (9) 基本協定の締結  
優先交渉権者は、優先交渉権者決定後、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。
- (10) 事業契約の締結  
SPCは、市議会の議決が得られたときは、平成19年1月に市と事業契約を締結しなければならない。

- キ 建設業法に基づく営業停止処分を受けている者。
- ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令または課徴金納付命令(事前通知を含む。)を受けている者。
- ク 加須市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者(以下「指名停止事業者」という。)  
なお、指名停止事業者から指名停止の理由となった事案の発生日以降に行われた会社分割、営業譲渡、事業譲渡、部門譲渡等により成立し、または組成された民間事業者も指名停止事業者に準じて、参加資格がない者とする。  
ここで、「事案の発生日」とは、例えば、公正取引委員会の審判決定日や検察庁等への告発日等、市の指名停止措置の理由となった事案の発生日をいい、「部門譲渡」とは、会社分割、営業譲渡、事業譲渡には該当しない方法により、民間事業者の一部門または複数の部門を他の民間事業者の部門に移管することをいう。
- コ 最近1年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納している者。
- サ 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び係る者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、並びにこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。  
ここで、「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の過半数を有するか、または出資総額の100分の50超を出資している者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。  
なお、市がアドバイザー業務を委託している者及び係る者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者は、以下のとおりである。
  - ① 社団法人地域資源循環技術センター
  - ② 農林漁業金融公庫
  - ③ 西村とさむ法律事務所
- シ 審査委員会の委員が属する組織・企業及びその企業・組織と資本面若しくは人事面において関連がある者。

- とす。
- ク 契約の締結に至らなかつた応募者の構成員は、SPCの構成員になることはできないものとする。
- ク 応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りでない。
- (2) 応募者の制限  
資格審査関係書類提出時において、次に該当する者は応募者の構成員または協力企業になることはできない。なお、資格審査書類提出後においても構成員が次に該当することとなった場合、市は当該参加資格を取り消すことがある。  
ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。  
イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定、または旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更正手続開始の申立をなしたは申立がなされている者。  
ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づき再生手続開始の申立をなしたは申立がなされている者。  
エ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)107条の規定によりなお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る会社法(平成17年法律第86号)施行前の商法(明治32年法律第48号)第381条の規定に基づき会社の整理の申立をなし若しくは通告がなされている者。  
オ 破産法(平成16年法律第75号)第18条または第19条の規定に基づき破産手続開始の申立をなしたは申立がなされている者。  
カ 平成12年3月31日以前に、民事再生法(平成11年法律第225号)附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行前の和議法(大正11年法律第72号)第12条の規定に基づき和議の申立をなし若しくは通告がなされている者。